

環境配慮特記仕様書

本件契約業務については、羽村市環境方針の趣旨を理解し、下記の事項について協力すること。

記

1 使用物品

本件契約業務に使用する物品が、国が定める環境物品等の調達の推進に関する基本方針の特定調達品目に該当する場合は、その判断基準を満たしている物品を使用すること。

2 環境関連法規等の遵守

本件契約業務に係る環境関連法規等を遵守すること。

3 輸配送に係る措置

本件契約業務に関連してディーゼル自動車（軽油を燃料とする自動車）を使用する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号）を遵守すること。また、自動車の使用には、次のアからエの事項を遵守し、オからシについては努めること。

ア エコドライブを実施すること。

イ 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境を保全するための車両点検・整備を実施すること。

ウ 輸配送効率の向上のための措置を講じること。

エ 低燃費・低公害車を用いること。

オ 輸配送に用いる包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減を図るよう努めること。

カ モーダルシフトに努めること。

キ 使用する車両台数を削減するため積載率の向上を講じるよう努めること。

ク 輸配送回数を削減するための共同輸配送に努めること。

ケ エコドライブを推進するための装置が導入されている車両の使用に努めること。

コ 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等の高度道路交通システム（ITS）が導入されている車両の使用に努めること。

サ 契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するよう努めること。

シ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸配送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。

4 廃棄物の抑制と適正処理

本件契約業務に関連して廃棄物が発生する場合には、発生量の抑制に努めるとともに、資源化及び適正な処分を行うこと。

5 緊急事態の連絡

本件契約業務に関連して緊急事態が発生した場合は、速やかに連絡すること。

6 手順書・要領等の指示の遵守

本件契約業務に関連する手順書又は要領等の指示に従って業務を実施すること。

7 従事者の遵守

本件契約業務に従事する者について、本仕様を正確に伝達し、遵守させること。

羽 村 市 環 境 方 針

1 基本理念

羽村市は、清流多摩川に育まれ、武蔵野の面影が残る水と緑に恵まれたまちです。

この貴重な財産を、より豊かにして未来の市民へと伝えていくためには、市民・事業者・市が一体となって、環境に配慮したまちづくりを進めることが必要です。

今日の環境問題は、社会全体で取り組まなければ解決できない課題となっており、地球規模で考え地域から活動していくことが重要です。

このため羽村市は、環境マネジメントシステムを導入することによって、率先して環境問題に取り組んでいきます。

さらに、このシステムにより職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、工夫を凝らし、行政サービスの向上に努めていきます。

2 基本方針

羽村市は、環境に配慮した事務・事業を推進し、継続的に環境の保全・改善に取り組み、将来の世代へより良い環境を継承します。

- (1) 市の環境保全等に関する計画を推進します。
- (2) 省エネルギー、省資源、リサイクルを推進します。
- (3) 環境に配慮した物品の購入に努めます。
- (4) 環境関連法令を遵守し、汚染の予防に努めます。
- (5) 環境目的・環境目標を定め、定期的に見直しを行い、継続的な改善に努めます。
- (6) 環境方針に沿った活動を継続的に推進するため、職員に対して、環境に関する研修と周知を行うとともに、職員の自発的な環境意識の高揚を図ります。
- (7) 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を公表します。